

各務原市緑の基本計画

2026-2035

～まちと緑とつながるしあわせかかみがはら～

【概要版】



各務原市

<緑の将来像>

まちと緑と つながるしあわせ かがみがはら

本市は、各務原アルプスの緩やかな丘陵地帯や雄大な木曾川など、長い歴史の中で形成された豊かな自然に囲まれています。また、市民公園や学びの森をはじめとする都市公園や街路樹など、行政主導で「公園の中にまちがある」ような空間を目指し、創出された身近な緑は、市民の憩いの場として親しまれています。今、私たちはこの緑に囲まれた居心地の良い空間で生活しています。

市民満足度調査（令和7年度）では、「自然と調和した緑豊かで美しいまちなみが整っている」と7割以上の市民から評価いただいております。これまでの本市の緑化施策がまちの魅力を高めているものと考えています。

また、令和7年度からスタートした総合計画では、全分野共通の方針として「つながりづくり」を掲げています。まちと豊かな自然とのつながり、緑と市民とのつながりなど、これまで保全・創出・活用してきた豊かな緑は、人とのつながりなくしては、次世代に継承していくことはできません。多くの市民が緑の良さを再認識し、緑が有する多様な機能を重要な社会基盤（グリーンインフラ）としてまちづくりに取り入れ、積極的に関わっていくことが必要です。

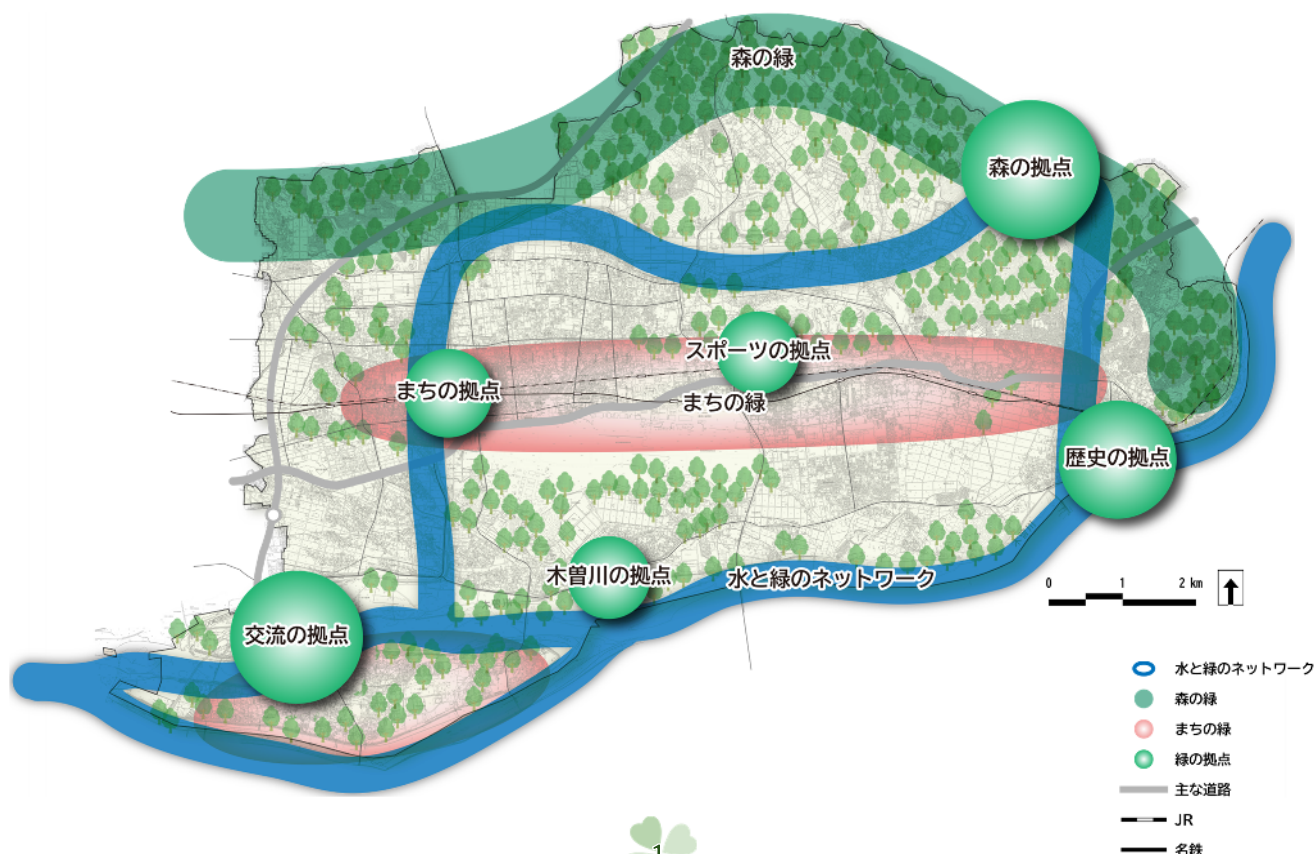
「各務原市緑の基本計画」では、新たな時代を見据え、緑量の確保や日常の維持管理だけでなく、魅力的な緑のあるべき姿や、その関わり方を官民が共有し、緑に関わる多様な主体と連携し、緑豊かなまちづくりを目指します。

緑の将来像図（本編 P55）



本市の北部には、緩やかな丘陵地帯（森）の緑が広がり、南部には木曾川が流れ、市街地を桜並木とともに河川が流れる水と緑のネットワークを形成しています。また、鉄道沿線に広がる市街地には、多くの公園や民有地緑化など、まちの緑がみられます。さらに、市内には、市民公園・学びの森や河川環境楽園、各務野自然遺産の森など多くの人々が訪れる緑の拠点が点在しています。

今後、市民・事業者・各種団体・行政等が共通の認識を持って緑豊かなまちづくりを進めていくことができるように本市の緑のあるべき姿を「緑の将来像図」として示します。

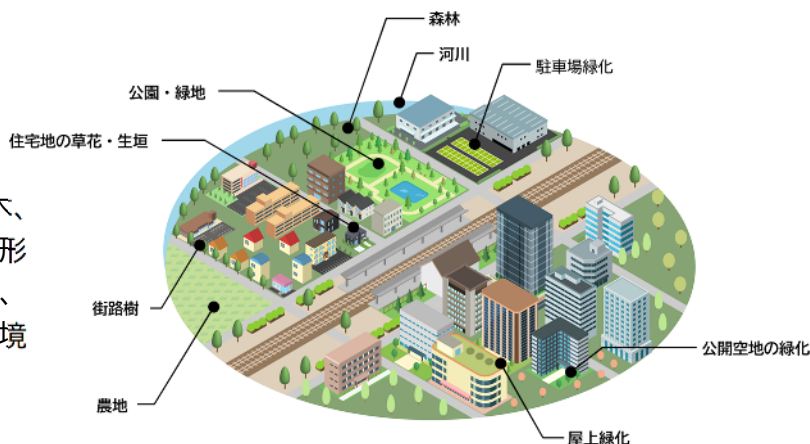


緑の基本計画とは (本編 P2)

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」のことで、本市の緑豊かなまちづくりにおける将来像、基本方針、施策などを示すものです。この計画に基づき、緑地の保全及び緑化の推進、都市公園の整備、維持管理等を総合的かつ計画的に実施することで緑豊かなまちづくりを推進していきます。

緑の定義 (本編 P4)

本計画で対象とする「緑」は、森林、樹木、草花、芝など、それ自体が良好な自然環境を形成しているものと、公園や広場、学校、街路樹、河川、農地などと一体となって、都市の住環境の質を高めているものの総称とします。



計画対象区域 (本編 P5)

本計画は、都市緑地法に基づき、都市計画区域を対象として策定する計画であるため、市全域（約 8,781ha＝都市計画区域）を計画対象区域とします。

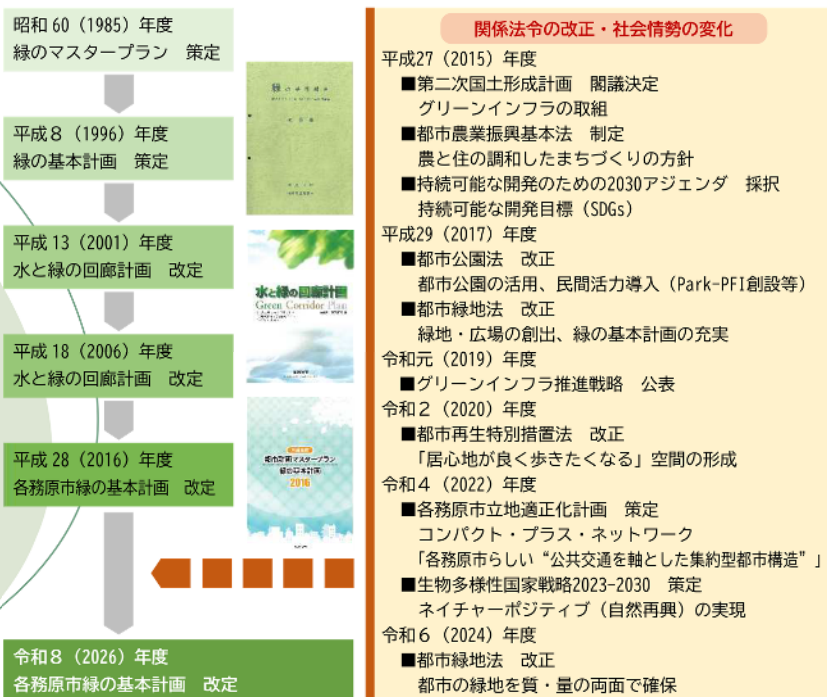
計画期間 (本編 P5)

計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

改定の背景 (本編 P3)

「各務原市緑の基本計画」に基づき、都市公園の整備や公共施設の緑化、民有地緑化の支援など、様々な取組を進めてきました。その間、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化、そして、新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルや価値観の多様化により、緑の果たす役割が再認識され、その重要性はますます高まっています。

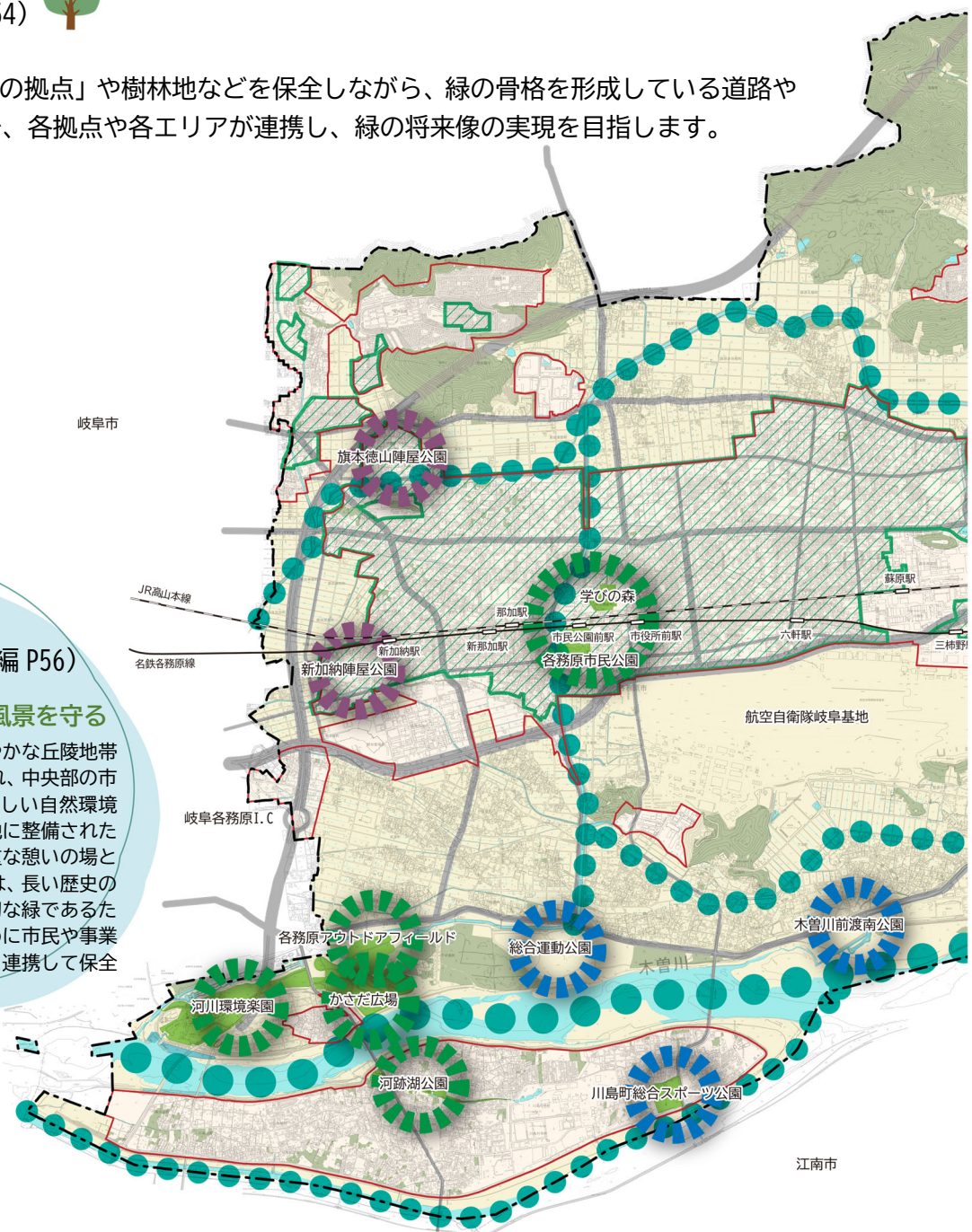
このような社会情勢の変化や新たに生じた課題に柔軟に対応し、緑豊かなまちづくりを一層推進するため、新たな緑の基本計画を策定し、本市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めます。



緑の配置方針 (本編 P54)



本市における特徴ある「緑の拠点」や樹林地などを保全しながら、緑の骨格を形成している道路や河川の緑の充実を図ることで、各拠点や各エリアが連携し、緑の将来像の実現を目指します。



保全

緑の基本方針Ⅰ (本編 P56)

豊かな自然環境と美しい緑の風景を守る

本市は、北部に各務原アルプスの緩やかな丘陵地帯が連なり、南部には雄大な木曾川が流れ、中央部の市街地を桜並木とともに河川が流れる美しい自然環境に恵まれています。また、岐阜大学跡地に整備された市民公園・学びの森は、まちなかの貴重な憩いの場として市民に利用されています。これらは、長い歴史の中で形成され、また、創出してきた大切な緑であるため、次世代へ良好な状態で継承するために市民や事業者、パークレンジャー等の多様な主体と連携して保全していきます。

創出

緑の基本方針Ⅱ (本編 P56)

快適な暮らしを支える緑を創り育てる

本市は東西の「都市拠点」やそれらを東西に結ぶ鉄道沿線に市街地が形成され、快適な市民生活の実現に向けて、都市公園や街路樹等のまちなかの緑が配置されています。

また、公共・民間施設では敷地内への緑化が進んでいるほか、住宅の庭先にも植栽を見ることができます。こうした連続性のある緑に囲まれた居心地の良さを感じられる良好な緑空間を創り育ててきました。

しかし、公園施設の老朽化、街路樹の倒木の危険性、立地適正化計画で定めた居住誘導区域内においても身近な公園が不足している地域が存在するなどの課題もあります。また、市民アンケートでは、安全に遊ぶことやボール遊びができるなどのニーズに対応した公園が求められています。

これらの背景を踏まえ、地域ニーズに対応した緑の整備、さらには緑が持つ多様な機能を活用するグリーンインフラの概念を積極的に取り入れた取組を推進します。

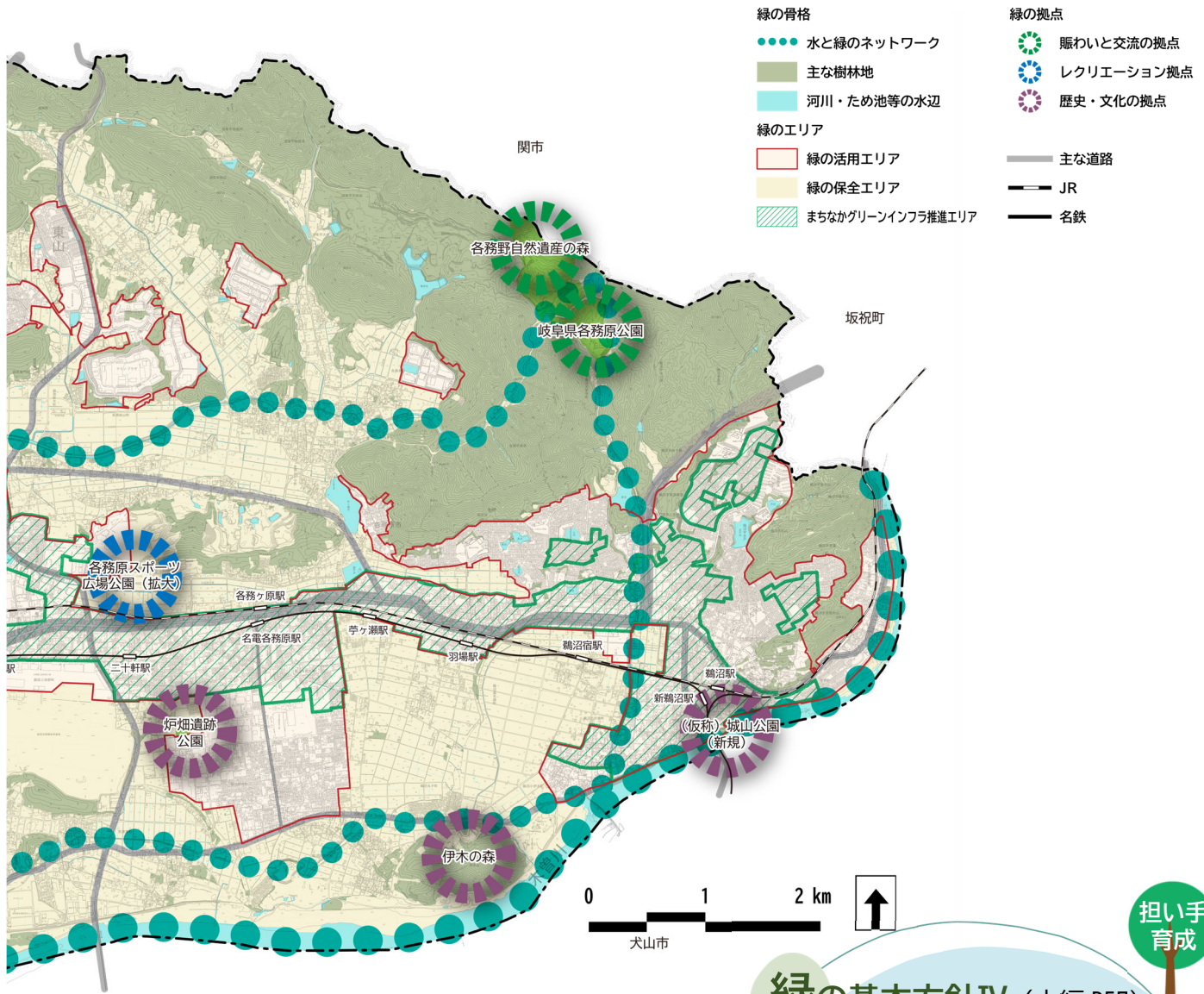
活用

緑の基本方針Ⅲ (本編 P57)

賑わいと交流を生み出す緑を活用する

まちなかにある公園などのオープンスペースは、レクリエーション活動や自治会行事、防災訓練など地域コミュニティの場として活用されています。また、市民公園や学びの森は、週末に様々なイベントが開催され、市内外から多くの人々が訪れ交流し、賑わいをみせています。さらに、学びの森や木曾川前渡南公園では、Park-PFI 制度により民間活力を導入して特徴ある公園整備を行いました。

今後は、民間活力の導入に加え、身近な公園について、画一的ではない地域ごとのルールづくりを支援し柔軟な使い方により、賑わいと交流を生み出す緑を活用していきます。



担い手育成

緑の基本方針Ⅳ (本編 P57)

緑豊かなまちづくりを支える担い手を育成支援する

少子高齢化の進行、価値観の多様化、コミュニティの希薄化などに伴い、地域活動への参加者は減少し、自治会活動と同様に地域に委託している公園の日常管理も難しいという声が聞かれます。緑に関わる活動を担っている市民活動団体(パークレンジャー)においても、活動の縮小を余儀なくされている状況です。

本市の豊かな自然やまちの緑は、行政だけでは次世代に継承していくことができません。行政や市民、事業者、パークレンジャー等の多様な主体が連携していく必要があるため、人材育成や活動支援、意識啓発など緑の担い手を育成支援していきます。

目標指標 (本編 P62)



緑の将来像の実現に向けて、施策の効果を測るため以下の4つの指標を設定します。



都市公園の整備及び管理の方針 (本編 P59)



● 都市公園の整備の方針

今後は、既存の公園を十分に活かすため、多様なニーズに対応した公園施設の充実やルールづくりを支援するなど、柔軟に使いこなす国の視点も踏まえ、画一的ではない、特色ある公園づくりを進めていきます。また、その上で、人口減少など将来を見据えた立地適正化計画の集約型都市構造と連携し、現在の配置や誘致圏域、地域ニーズを考慮して、必要に応じて都市公園の機能再編・統廃合についても同時に進めていきます。

● 都市公園の管理の方針

これまで実施してきた①施設管理、②樹木管理、③日常管理、④官民連携による管理を、今後も計画的かつ効率的に継続していくことを基本とします。



グリーンインフラの推進に関する方針 (本編 P60)



本市において緑は、まちの魅力を高め、居心地の良い空間を形成するために必要なものと考えています。公園や街路樹、住宅の庭先など、今日に至るまで緑が暮らしやまちづくりに欠かすことのできないものとして大切に育て、その多様な機能を活用してきた歴史があり、長い時間をかけてグリーンインフラに取り組んできました。今後も、「グリーンインフラ」と「グレーインフラ」を上手に組み合わせ、それぞれの利点を活かし、ハード・ソフト両面から、市内の様々な場所でグリーンインフラの取組を展開していくことで、まちの魅力を高めていくこととします。

● グリーンインフラの取組事例

市内 (東西)

市内 (南北)

| 対象エリア | 河川 | 公園・広場 | 道路・駅前広場 (街路樹) | 農地・ため池 | 森林 | 住宅地 | 商業地・工業地 |
|--------------------|---|---|---|--|---|--|--|
| ハード施策 (例) | ・サイクリングロードの整備 ・多自然川づくり ・河川空間のオープン化 ・調整池の整備 | ・植栽・芝生化 ・浸透樹・浸透側溝・雨庭・花壇設置 ・ニーズに応じた施設設置 ・遊び場、交流の場の整備 ・生物生息・生育環境の創出 ・まちなかウォークアブル推進事業 | ・道路空間の緑化 (緑陰形成・景観創出) ・透水性舗装・浸透樹・浸透側溝 ・植栽帯設置 ・滞留空間の創出 (ベンチ) | ・農地保全 ・生産基盤の整備 ・用水の上部利用 | ・里山の保全・管理 ・苗木育成 ・生物生息・生育地の保全 | ・建物緑化 (屋上・壁面・緑のカーテン) ・敷地緑化 ・雨水流出抑制施設 | ・敷地緑化 ・建物緑化 (屋上・壁面・緑のカーテン) ・雨水流出抑制機能 ・緑化駐車場 |
| ソフト施策 (例) | ・サイクリングロードの活用 ・環境学習 (生きもの調査) ・河川清掃 ・百十郎桜の保全・育成 ・水辺空間の活用 | ・グリーンインフラ機能の説明 ・一時集結場所指定 ・防災訓練の実施 ・公園の利活用 (イベント) ・自治会活動の利用 ・市民協働による維持管理 | ・地域性樹木の選定 ・植栽帯の緑化 ・歩行者利便増進道路 (ほこみち) | ・市民農園 ・田んぼダム (水田貯留) ・農業体験 ・低水位管理 (ため池の治水利用) | ・地域住民による保全活動 ・東海自然歩道の活用 ・自然体験塾の講座 ・樹木の再資源化 | ・低未利用地活用 ・雨水の再利用 (雨水タンク・散水) | ・景観計画編出 ・開発指導 ・景観・緑化の評価 |
| ・学習機会の創出・情報発信・普及啓発 | | | | | | | |

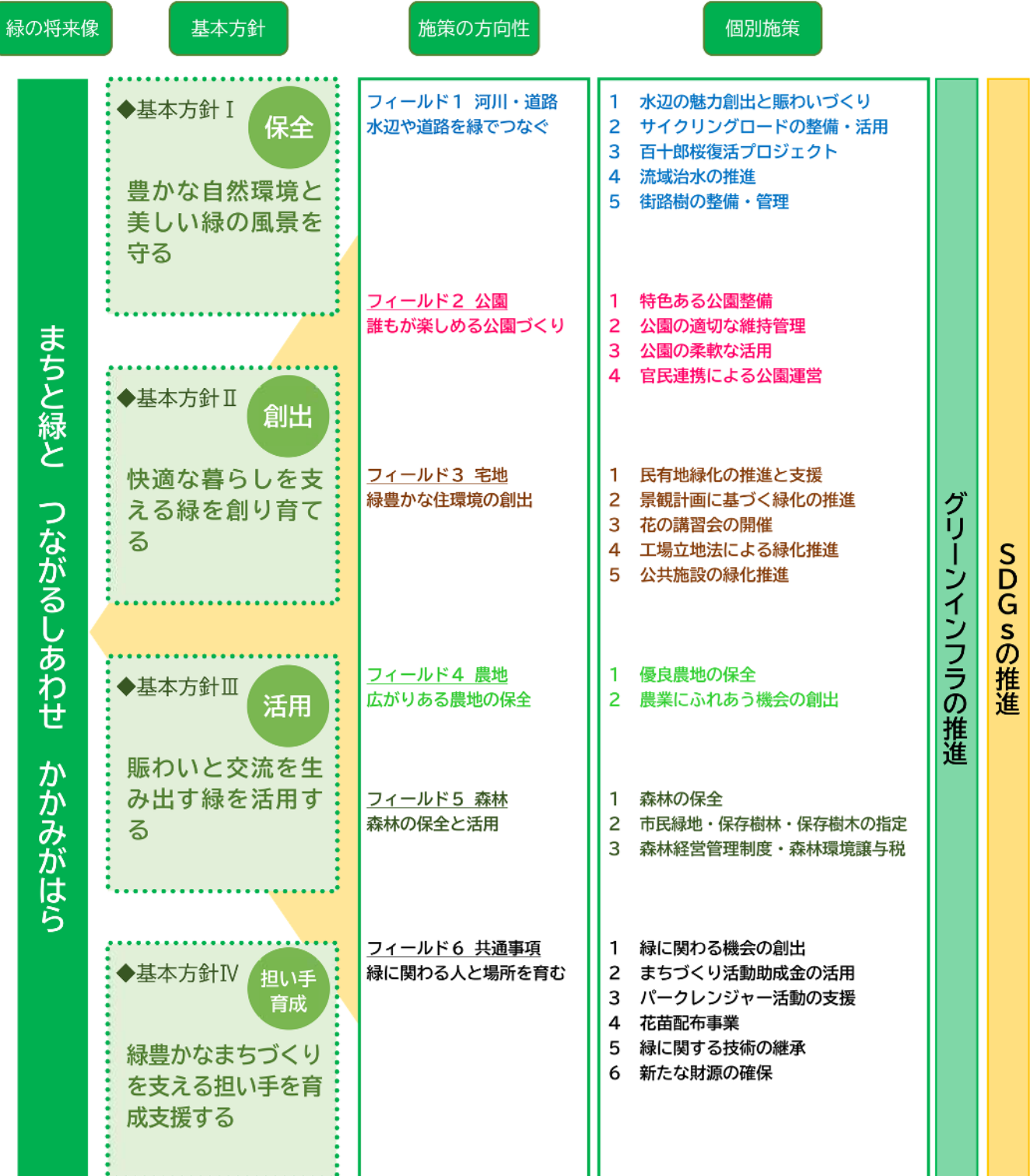
● グリーンインフラの5つの効果



| | | |
|--------|--|--|
| 環境 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド現象の緩和 ・生物多様性の保全 ・水循環の保全 ・地球温暖化対策 (二酸化炭素吸収) |
| 防災 | | <ul style="list-style-type: none"> ・都市型水害の軽減 ・災害時の一時集結場所、活動拠点 ・火災の延焼防止 ・流域治水の推進 |
| 景観 | | <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成 ・観光振興 ・歴史や文化の継承 ・都市の魅力創出・向上 |
| 健康 | | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境の充実 ・健康増進 (運動機会の提供、ストレス軽減、QOL 向上) |
| コミュニティ | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ形成 ・環境教育や自然とのふれあい ・交流機会や賑わいの創出 |

施策体系 (本編 P65)

緑の将来像の実現に向けて、4つの基本方針（「保全」・「創出」・「活用」・「担い手育成」）に関する施策の方向性と個別施策を設定します。また、施策による効果は多様であるため、基本方針ごとの施策分類ではなくフィールドごとに分類し、併せて関わる主体やグリーンインフラの効果を示します。



各フィールドにおける施策の方向性 (本編 P100)



| 個別施策 | | 関わる主体 | | | | | グリーンインフラの5つの効果 | | | | |
|----------------------------------|-------------------------|--------|-------------|---|--------|--------|----------------|--------|--------|--------|-------------------|
| | | 市 民 | 事 業 者 | 市 | 教 育 | 団 体 | 環 境 | 防 災 | 景 観 | 健 康 | コ ミ ニ ティ |
| フィールド名・施策名称 (本編参照 P) | | | | | | | | | | | |
| フィールド1 河川・道路 (水辺や道路を緑でつなぐ) (P67) | | | | | | | | | | | |
| 1-1 | 水辺の魅力創出と賑わいづくり (P67) | ● | ● | ● | | ● | ● | | ● | ● | ● |
| 1-2 | サイクリングロードの整備・活用 (P68) | ● | ● | ● | | ● | | | ● | ● | ● |
| 1-3 | 百十郎桜復活プロジェクト (P69) | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | | ● |
| 1-4 | 流域治水の推進 (P70) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 1-5 | 街路樹の整備・管理 (P71) | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | |
| フィールド2 公園 (誰もが楽しめる公園づくり) (P72) | | | | | | | | | | | |
| 2-1 特色ある公園整備 (P72) | | | | | | | | | | | |
| -1 | 身近な公園の更新・整備 (P72) | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| -2 | 誰でも安心して使える公園づくり (P75) | ● | ● | ● | | ● | | ● | | ● | ● |
| -3 | グリーンインフラを活用した公園整備 (P76) | | ● | ● | | | ● | ● | | | |
| -4 | 子ども広場の支援 (P76) | ● | | ● | | ● | | ● | | ● | ● |
| -5 | 宅地開発に伴う公園・緑地の配置 (P77) | | ● | ● | | | ● | | ● | ● | ● |
| -6 | 史跡・遺跡の公園的整備 (P77) | ● | | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● |
| 2-2 公園の適切な維持管理 (P78) | | | | | | | | | | | |
| -1 | 公園施設の維持管理 (P78) | ● | ● | ● | | | | | | ● | |
| -2 | 公園樹木の管理 (P79) | | ● | ● | | | ● | | ● | | |
| -3 | 快適に利用できる公園の維持管理 (P79) | ● | ● | ● | | ● | | | ● | | ● |
| 2-3 公園の柔軟な活用 (P80) | | | | | | | | | | | |
| -1 | 公園を活用した自然体験 (P80) | ● | | ● | ● | ● | | | | ● | ● |
| -2 | イベント利用による公園の魅力発信 (P80) | ● | ● | ● | | ● | | | | | ● |
| -3 | 地域で考える公園づくり (P81) | ● | | ● | ● | ● | | | | ● | ● |
| 2-4 官民連携による公園運営 (P84) | | | | | | | | | | | |
| -1 | Park-PFI 制度の活用 (P84) | | ● | ● | | ● | | | ● | | ● |
| -2 | 公園から広がる賑わいづくり (P85) | | ● | ● | | ● | | | ● | ● | ● |
| -3 | 指定管理者制度による公園運営 (P86) | | ● | ● | | | | | | ● | ● |
| -4 | 多様な情報ツールによる緑の魅力発信 (P86) | ● | ● | ● | | ● | | | ● | ● | ● |
| フィールド3 宅地 (緑豊かな住環境の創出) (P87) | | | | | | | | | | | |
| 3-1 | 民有地緑化の推進と支援 (P87) | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | | |
| 3-2 | 景観計画に基づく緑化の推進 (P88) | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | | |
| 3-3 | 花の講習会の開催 (P89) | ● | ● | ● | | ● | | | ● | | ● |
| 3-4 | 工場立地法による緑化推進 (P89) | | ● | ● | | | ● | | ● | | |
| 3-5 | 公共施設の緑化推進 (P89) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| フィールド4 農地 (広がりある農地の保全) (P90) | | | | | | | | | | | |
| 4-1 | 優良農地の保全 (P90) | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | | | |
| 4-2 | 農業にふれあう機会の創出 (P91) | ● | ● | ● | ● | | | | | ● | ● |
| フィールド5 森林 (森林の保全と活用) (P92) | | | | | | | | | | | |
| 5-1 | 森林の保全 (P92) | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 5-2 | 市民緑地・保存樹林・保存樹木の指定 (P94) | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | |
| 5-3 | 森林経営管理制度・森林環境譲与税 (P94) | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | |
| フィールド6 共通事項 (緑に関わる人と場所を育む) (P95) | | | | | | | | | | | |
| 6-1 | 緑に関わる機会の創出 (P95) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● |
| 6-2 | まちづくり活動助成金の活用 (P96) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 6-3 | パークレンジャー活動の支援 (P97) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 6-4 | 花苗配布事業 (P98) | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | | ● |
| 6-5 | 緑に関する技術の継承 (P98) | | ● | ● | | | ● | ● | ● | | |
| 6-6 | 新たな財源の確保 (P99) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | |

各務原市の緑に会いに行こう！



① 新境川の桜並木



② 岐阜鶴沼線



③ いちょう通り



④ 学びの森



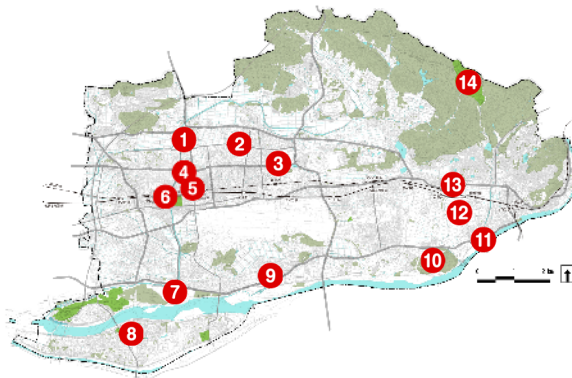
⑤ 学びの森プロムナード



⑥ 市民公園



⑦ 総合運動公園



⑧ 河跡湖公園



⑨ 木曽川前渡南公園



⑩ 伊木の森



⑪ 木曽川




⑫ にんじん畑



⑬ 坊の塚古墳



⑭ 各務野自然遺産の森



各務原市緑の基本計画
【概要版】
2026-2035

発行年：令和8（2026）年3月 発行：岐阜県 各務原市
〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地 TEL:058-383-1111（代）
<https://www.city.kakamigahara.lg.jp>